

総社市復興基金条例をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第6号

### 総社市復興基金条例

(設置)

第1条 平成30年7月豪雨災害からの早期復興を図るため、総社市復興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立金)

第2条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するため必要な場合に限り、処分することができる。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。